



TaxFlash

Tax Indonesia / 2024 年 11 月 / 第 13 号

税制優遇措置の延長と第
2 の柱の影響^{P1}

共同事業（ジョイント・
オペレーション）に関する
税務処理の新しい規制
^{P2}

税制優遇措置の延長と第 2 の柱の影響

財務大臣は、指定された先進産業への大規模な新規投資に対するタックスホリデーの最新の更新・改訂として、PMK-69¹ を発表しました。この規則は、タックスホリデーの提案がオンラインシングルサブミッション(Online Single Submission、以下「OSS」)システムに 2025 年 12 月 31 日までに提出される場合に、その適用期間を延長します。

タックスホリデーの適格性と利点は従来の規制と大部分で一致していますが、この更新には第 2 の柱の実施に関する新しい条項が含まれています。新しい条項は以下の通りです。

- タックスホリデーを受けた納税者でありながら、グローバルミニマム課税の第 2 の柱ルールの対象となる多国籍企業グループに属する適格納税者でもある場合、このルールに基づき追加の国内追徴課税を受けることになる
- この国内追徴課税は、PMK-69 の発効日より前にタックスホリデーの優遇措置を受けた納税者にも適用される

財務大臣は、グローバル税源浸食防止(Global Anti-Base Erosion、GloBE) ルールを実施するための国内規制をまだ発行していませんが、今後の規制で国内ミニマム課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax、QDMTT)が採用されることが期待されています。

PMK-69 は、以下のような適格性、手続き、および管理に関する変更も定めています。

- 「Nusantara」と命名される首都(Ibu Kota Negara bernama Nusantara、以下「IKN」)の優遇措置の下でタックスホリデーを受けた納税者は、このタックスホリデーを申請することができない
- 申請者は、タックスホリデーを利用するため、オンライン申請において自身の納税証明書(Surat Keterangan Fiskal、以下「SKF」)を提出する必要がある。以前は、SKF は国内株主に必要だった。国内株主は引き続き SKF を持つ必要があるが、申請時に提出する必要はなくなった
- 手動での申請提出は利用できなくなり、すべての申請は OSS を通じてのみ提出する必要がある
- 資本投資および生産実現に関する報告義務は、今後、OSS を通じてオンラインで提出しなければならない

¹ 財務大臣規則 2024 年第 69 号(PMK-69) 2024 年 10 月 9 日公布・発効

共同事業(ジョイント・オペレーション)に関する税務処理の新しい規制

財務大臣は、共同事業(Kerja Sama Operasi、以下「JO」)の税務上の取り扱いに関する規則 PMK-79² を発行しました。これは、このトピックに関する初めての包括的な実施規則として、PMK レベルで制定されたものです。

PMK-79 は、JO を JO メンバー間の共同協定の形態を持つ事業体として定義しています。この取り決めにより、JO メンバーは、資産に対する権利や負債に対する義務を共有または共同で管理することができます。その名称や形式は問いません。

PMK-79 は、次のように税務処理を区別しています。

- A. 納税者番号(Nomor Pokok Wajib Pajak、以下「NPWP」)を取得し、課税対象事業者(Pengusaha Kena Pajak、以下「PKP」)として指定される必要がある JO、および
- B. NPWP の取得が不要で、PKP として指定される必要がない JO

A. NPWP を取得し、PKP として指定される必要がある JO

1. 基準と管理要件

基準

契約または実施において、JO が以下の行為を行うことが規定されている場合、法人納税者として NPWP を取得する必要があります。

- 商品やサービスを提供すること
- 収入を得ること、および・または
- JO の名義で、他の当事者に費用を支払ったり、収入を提供したりすること

NPWP 登録とPKP 指定の管理要件

NPWP の登録は、JO が所在する税務署で行われます。これは、インドネシアにおける JO メンバーの一人の居住地または所在地に基づいて決定され、契約や指名書で JO を代表する者として指定されたものです。登録は、次のいずれかの事象から 1 か月以内に行わなければなりません。

- a) JO 契約が上記の基準を満たしている場合は、JO の設立から、または
- b) JO 契約が上記の基準を示していない場合は、上記の基準に該当する活動の実施から

課税対象事業者(PKP)の指定は、課税商品やサービスを提供する JO に対して、次の条件を満たす場合に適用されます。

- a) JO が VAT に関する財務省規則で規定されている小規模事業の制限を超えること、および・または
- b) 一人以上の JO メンバーが PKP に指定されること

2. VAT・奢侈品販売税(Luxury-goods Sales Tax、以下「LST」)の取り扱い

インプット VAT の控除、支払い、報告義務に関する規則は一般的なルールに従いますが、PMK-79 は課税対象の物品・サービスの引き渡しの流れに基づいて、課税事象、課税標準、および VAT 請求書の発行について以下のように規定しています。

² 財務大臣規則 2024 年第 79 号(PMK-79)2024 年 10 月 18 日公布・発効

	JO メンバーから JO へ	JO から顧客へ
課税対象の事象	JO が顧客に対して課税商品やサービスを納品する際	
課税標準	各メンバーが提供する課税対象商品・サービスの詳細な種類を記載した JO 協定の合意された拠出額に基づくその他の価値	VAT の一般的な規則に従う
VAT 請求書の発行	遅くとも、JO が顧客に対して VAT 請求書を発行する時点	

高級な課税商品に対する LST は、JO が顧客に納品する際に一度だけ課されます。

3. 所得税の取り扱い

JO レベルでの課税

JO が顧客から受け取る所得は、JO において課税対象となり、最終課税所得と非最終課税所得を含む場合があります。以下の法人税の取り扱いが適用されます。

	非最終所得課税	最終所得課税
控除の可能性	非最終所得に関連する事業関連費用は控除可能	最終所得課税に関連する事業関連費用は控除不可
JO メンバーが負担する費用	JO の事業関連費用には、JO 協定で合意された拠出額に基づくメンバーの拠出に基づいて発生した費用が含まれ、各メンバーが提供した課税対象商品・サービスの詳細な種類を列挙する	
欠損金の補填	JO の損失は JO のみが補填でき、JO メンバーは補填できない。これには、JO の解散時の損失も含まれる。	

JO メンバーのレベルでの課税

メンバーの拠出に基づいて発生した費用は、JO が以下を行う時点で、JO メンバーのレベルで所得として認識されます。

- 非最終課税所得を持つ JO の場合：顧客からの所得を受け取り、メンバーの拠出に基づいて発生した費用を認識する
- 最終課税所得を持つ JO の場合：顧客からの所得を受け取る時点

以下は、JO が税引後利益を JO メンバーに分配する際の税務処理です。

国内課税対象(Subjek Pajak Dalam Negeri) または恒久的施設(PE)	<ul style="list-style-type: none"> • 法人税や源泉徴収税の対象外 • 各 JO メンバーは、年次申告(Annual Income Tax Return, AITR)において、所得税の対象外の所得として報告する • インドネシアで再投資されない恒久的施設の所得は、所得税法第 26 条第 4 項の源泉徴収税の対象となる
外国税対象者(Subjek Pajak Luar Negeri)	源泉徴収税の対象

税務上の損失に関して、JO のメンバーによる損失は JO メンバー各自によってのみ補填され、JO によって補填されることはありません。これには、JO 契約外の収入や費用から生じる損失も含まれます。

4. 源泉徴収税の取り扱い

JO

- JO は、その所得、購入・輸入、および輸出に対して、一般的に適用される源泉徴収税(自己納付の場合もあり)の対象となる
- これらの源泉徴収税または自己納付税は、非最終課税所得の所得税控除として、または最終課税所得の所得税の精算として、年次申告において処理される
- JO が建設サービスから所得を受け取る場合、源泉徴収税率は、建設サービスに関する規定に基づいてメンバーに適用される最高税率が使用される
- NPWP の取得が必要な JO は、他の当事者への支払いに対しても一般的な源泉徴収税の義務がある

JO メンバー

- JO メンバーが、貢献に応じた費用に基づいて JO から受け取る所得は、源泉徴収税の対象外である。ただし、メンバーが海外の納税者である場合には、所得税法第 26 条に基づく源泉徴収税が適用される
- しかし、最終課税または非最終課税のいずれにしても、通常の所得税の取り扱いの対象となる。最終課税所得に対する税金は、JO メンバーが自己納付しなければならない
- 最終課税所得が土地および・または建物の権利譲渡や、土地および・または建物に関する売買契約(Perjanjian Pengikatan Jual Beli)およびその修正から生じる場合、この取引に関して JO が自己納付した最終課税は、JO メンバーの所得税の精算となる

5. 特別規則および経過措置

土地および・または建物の権利譲渡を行う JO に対する所得税の取り扱い

土地および・または建物の権利譲渡からの最終課税の支払いは、税務署によって確認されなければなりません。この確認申請は、JO によって行われる必要があります。

土地空間計画省での土地および建物の権利移転手続きにおいて、JO は次の書類を提出しなければなりません。

- a) 税金支払いの確認プロセスから得られる申告書、および
- b) 原本に基づく JO 契約書または JO 設立証書のコピー

経過措置

この PMK(2024 年 10 月 18 日)発効前にすでに NPWP を持ち、PMK-79 に規定されている基準を満たす JO は、次のことを行う必要があります。

- a) PMK-79 に従ってまだ登録されていない場合、JO が所在する税務署に転籍申請を提出する
- b) PMK-79 に規定された基準を満たしているにもかかわらず、まだ PKP として指定されていない場合、PKP に指定される事業を報告する
- c) 以下の形で税務義務を履行する:
 1. 2024 年 10 月以降の課税期間に対する PMK-79 に規定された VAT・LST の徴収、および

2. 2025 年 1 月の課税期間から開始される、PMK-79 に規定された源泉徴収税の義務、および
- d) 2025 年度から PMK-79 に規定されている所得税を計算し、支払い、報告する

B. NPWP の取得が不要で、PKP として指定される必要のない JO

1. 基準および管理要件

JO の契約または実施が PMK-79 で規定された基準を満たさない場合、JO は NPWP の取得や PKP としての指定を登録する必要はありません。

JO に関する税務上の権利と義務は、各 JO メンバーのレベルで実施されます。

2. VAT・LST の取り扱い

以下の規定は、既存の税法規定に従います。

- JO メンバーから顧客に対する VAT・LST の課税対象となる物品・サービスの提供
- 課税対象物品・サービスの提供における VAT・LST の課税事象
- JO メンバーによる課税対象物品・サービスの提供における課税基準
- PKP である JO メンバーが、課税対象物品・サービスを提供する際の VAT インボイス作成義務
- インプット VAT の条件を満たす限り、JO メンバーによって控除することができるとき、課税対象物品・サービスの取得、課税対象物品の輸入、無形の課税対象物品の利用、および地域外から地域内への課税対象サービスの利用に係るインプット VAT
- JO メンバーによる支払うべき VAT・LST の納付および報告義務

3. 所得税の取り扱い

JO 契約で定められた割合に基づく所得に対する所得税は、既存の税法規定に従い、JO メンバーが計算し、支払い、および報告を行います。

4. 源泉徴収税の取り扱い

JO に関する所得、購入・輸入、および輸出に対する源泉徴収税（自己納付を含む）や、他の当事者への支払いに関する源泉徴収税の義務は、一般的な税法規定に従い、各 JO メンバーによって行われます。

5. 経過措置

この PMK の発効日（2024 年 10 月 18 日）より前にすでに NPWP を持っているが、PMK-79 に規定されている基準を満たしていない JO は、以下を実施する必要があります。

- a) NPWP の削除申請を提出する、もしくは
- b) NPWP の削除申請を提出し、PKP の指定を取り消す（JO が PKP である場合）

Your PwC Indonesia Contacts:

Abdullah Azis abdullah.azis@pwc.com	Gerardus Mahendra gerardus.mahendra@pwc.com	Otto Sumaryoto otto.sumaryoto@pwc.com
Adi Poernomo adi.poernomo-c@pwc.com	Hasan Chandra hasan.chandra@pwc.com	Peter Hohtoulas peter.hohtoulas@pwc.com
Adi Pratikto adi.pratikto@pwc.com	Hendra Lie hendra.lie@pwc.com	Raemon Utama raemon.utama@pwc.com
Adrian Hanif adrian.hanif@pwc.com	Hisni Jesica hisni.j.jesica@pwc.com	Runi Tusita rungi.tusita@pwc.com
Alexander Lukito alexander.lukito@pwc.com	Hyang Augustiana hyang.augustiana@pwc.com	Ryuji Sugawara ryuji.sugawara@pwc.com
Ali Widodo ali.widodo@pwc.com	Irene Satyanagara irene.satyanagara@pwc.com	Sukma Alam sukma.alam-c@pwc.com
Andrias Hendrik andrias.hendrik@pwc.com	Kianwei Chong kianwei.chong@pwc.com	Surendro Supriyadi surendro.supriyadi-c@pwc.com
Angeline angeline.angeline@pwc.com	Lukman Budiman lukman.budiman@pwc.com	Susetiyo Putranto susetiyo.putranto@pwc.com
Anton Manik anton.a.manik@pwc.com	Made Natawidnyana made.natawidnyana@pwc.com	Sutrisno Ali sutrisno.ali-c@pwc.com
Antonius Sanyojaya antonius.sanyojaya@pwc.com	Mardianto mardianto.mardianto-c@pwc.com	Suyanti Halim suyanti.halim@pwc.com
Avinash Rao a.rao@pwc.com	Margie Margaret margie.margaret@pwc.com	Tjen She Siung tjen.she.siung@pwc.com
Ay Tjihing Phan ay.tjihing.phan@pwc.com	Marlina Kamal marlina.kamal@pwc.com	Turino Suyatman turino.suyatman@pwc.com
Brian Arnold brian.arnold@pwc.com	Nicholas Sugito nicholas.sugito@pwc.com	William Christopher william.christopher@pwc.com
Dexter Pagayongan dexter.pagayongan@pwc.com	Nikolas Handradjid nikolas.handradjid@pwc.com	Yessy Anggraini yessy.anggraini@pwc.com
Enna Budiman enna.budiman@pwc.com	Novie Mulyono novie.mulyono@pwc.com	Yuliana Kurniadja yuliana.kurniadja@pwc.com
Esa Perdana esa.perdana@pwc.com	Oki Octabiyanto oki.octabiyanto@pwc.com	Yunita Wahadaniah yunita.wahadaniah@pwc.com
Gadis Nurhidayah gadis.nurhidayah@pwc.com	Omar Abdulkadir omar.abdulkadir@pwc.com	

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2024 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.